

若木育成会「弔慰金・罹災見舞金」運用内規

(適用)

第1条 國學院大學若木育成会(以下「本会」という。)の「弔慰金・罹災見舞金」の運用については、本内規の定めるところによる。

第2条 本内規は、國學院大學に在学する学生(大学院学生・外国人留学生及び法科大学院学生を除く)(以下「本学学生」という。)とその父母・保証人(以下「本会会員」という。)が死亡並びに本会会員が居住する家屋が罹災した場合に適用する。

(弔慰金)

第3条 本学学生並びに本会会員が死亡したときは、金20,000円を贈り、弔意を表わす。

(罹災見舞金)

第4条 本会会員が居住する家屋が、地震・火災・風水害等により被害を受けたときは、次により見舞金を贈る。なお、被害の実態を把握するため、公的機関からの罹災証明書等を必要とする場合がある。

(1) 家屋及び家財が全損又はこれに準ずる場合……………金30,000円

(2) 家屋及び家財が半損又はこれに準ずる場合……………金20,000円

(留保)

第5条 前条による被害件数が多いときは本内規の適用を留保し、別途の措置を講ずるものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、本会総会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成13年5月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年5月12日から施行する。